電気通信大学研究ステーション設置要項

平成13年 4月18日 改正 平成16年 4月 1日 平成17年 4月 1日 平成19年 4月 1日 平成26年 2月26日 平成30年 3月30日

(設置)

第1条 電気通信大学(以下「本学」という。)に、研究ステーションを置く。 (目的)

第2条 研究ステーションは、全学的組織として、先進的又は社会的に重要とされる課題 について、一定の期間、研究グループを構成し、将来を見通した自由度の高い柔軟な研 究活動を行うことにより、本学及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(設置申請及び決定)

- 第3条 研究ステーションを設置しようとするときは、研究ステーションを設置しようと する研究グループの代表者が学長に申請するものとする。
- 2 申請に当たっては、その研究活動の内容に相応しい名称を、研究ステーションに付するものとする。
- 3 学長は、第1項の申請があった場合は、審査の上、設置を決定する。 (設置期間)
- 第4条 研究ステーションの設置期間は、申請に基づき、学長が個別に定める。ただし、 5年を超えないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、研究ステーション長の申し出に基づき、学長が適当と認めた場合は、設置の期間を短縮又は延長することができる。

(構成員)

- 第5条 研究ステーションは、研究グループで構成され、その構成員は研究活動に参加する本学の教員のほか、学外の者を加えることができる。
- 2 研究上必要な場合は、構成員以外の者を研究に参加させることができる。 (研究ステーション長)
- 第6条 研究ステーション長は、当該研究ステーションの構成員のなかから構成員の互選 により選出し、学長が委嘱する。
- 2 研究ステーション長の任期は、当該研究ステーションが設置される期間とする。
- 3 研究ステーション長は、当該研究ステーションを統括する。
- 4 研究ステーション長が欠員になった場合は、これを補充するものとする。 (運営委員会)
- 第7条 研究ステーション長は、当該研究ステーションの運営について必要があると認め

る場合は、研究ステーション運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置くことができる。

- 2 運営委員会は、当該研究ステーションの構成員で組織し、必要に応じて、構成員以外 の者を加えることができる。
- 3 運営委員会に関し必要な事項は、各運営委員会が別に定める。 (研究活動報告及び研究成果の公表)
- 第8条 各研究ステーションは、毎年4月末日までに、前年度の研究活動の状況を学長に 報告するとともに、研究成果を公表するものとする。
- 第9条 各研究ステーションの事務は、各研究ステーションが行い、研究ステーションの 総括に関する事務は、学術国際部研究推進課が行う。
- 第10条 この要項に定めるもののほか、研究ステーションに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

(事務)

(雑則)

- この要項は、平成13年4月18日から施行し、平成13年4月1日から適用する。 附 則
- この要項は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- この要項は、平成17年4月1日から施行する。
- この要項は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要項は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。 附 則
- この要項は、平成30年4月1日から施行する。